

インターネットによる民間訓練試験空域の使用調整等の取扱いサービス実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、航空交通管理センター（以下、「ATMセンター」という。）の空域管理システムと空域管理ユーザー端末（以下、「GA端末」という。）との間において、民間訓練試験空域（以下、「民間訓練空域」という。）における訓練試験等計画（以下、「訓練計画」という。）の承認の申請及びこれに伴う使用調整並びに使用計画情報の照会及び提供、特殊飛行等に関する情報等を提供するために必要な事項等を定め、データ通信による民間訓練空域の使用調整等の取扱いサービスを迅速かつ的確に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「ATMセンター」とは、福岡航空交通管制部内に組織される航空交通管理に係る業務を担当する機関をいう。
- (2) 「利用者」とは、このサービスを利用することについて、ATMセンターの審査を経て登録された者をいう。
- (3) 「GA端末」とは、本サービスを利用するために、インターネットを利用して空域管理システムに接続できる電気通信設備をいう。
- (4) 「端末ID」とは、GA端末を利用するためのユーザーIDをいう。
- (5) 「不正アクセス」とは、利用者以外により本サービスの適正な運用を妨げる行為が意図的に行われることをいう。
- (6) 「特殊飛行等」とは、写真撮影及び航空測量等に係る飛行で、一定の高度帯を維持しながら特定の区間を有視界飛行状態により飛行するものをいう。

第2章 サービスの内容

(取扱いの内容)

第3条 本サービスにおいて取り扱われる情報等は、次のとおりとする。

- (1) 民間訓練空域を使用した訓練計画の送受
- (2) 民間訓練空域の使用計画及び使用状況に関する情報
- (3) 特殊飛行等に関する情報

(運用機関)

第3条の2 本サービスを実施する機関は、ATMセンターとする。
住所：〒811-0204 福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17

(取扱い時間)

第3条の3 本サービスの取扱い時間は、24時間とする。

第3章 利用者の登録

(利用者の対象範囲)

第4条 本サービスを利用できる者は、ATMセンターの審査を経て登録された者とする。

(空域管理システムへの接続)

第5条 本サービスを利用しようとする者は、自己の負担により、別紙1「空域管理ユーザー端末の機能要件」に適合又はそれに相当する要件を有する端末装置を用意するとともに、インターネットプロバイダーを利用して、空域管理システムに接続しなければならない。

(登録の申請)

第6条 本サービスを利用しようとする者は、別紙2「空域管理ユーザー申請書」及び別紙3「空域管理ユーザー端末ID申請書」に必要事項を記入し、利用開始希望日の45日前までに、ATMセンターに提出しなければならない。また、申請内容の変更(更新、取消、継続)は30日前までに提出するものとする。

(使用者の登録)

第7条 ATMセンターは、第6条の申請内容を審査し、本サービスへの参加及び空域管理ユーザー端末の利用に支障がないと認めた場合、本サービスの参加者として登録するとともに、別紙4様式により登録通知書を送付する。なお、認められない場合は、文書によりその旨を通知する。

(権利の譲渡)

第8条 利用者は、本サービスを利用できる権利を譲渡することができないものとする。

(登録の取消)

第9条 利用者は、本サービスの利用を止めようとする場合、30日前までに、書面(別紙2及び別紙3様式)によりATMセンターに届け出るものとする。

(登録の解除)

第10条 ATMセンターは、第15条の規定によりサービスの利用を停止された利

ユーザーがその事項を解消しない場合、利用者に係る第7条の登録を解除することができる。なお、その事項がサービスの遂行上、特に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、サービスの利用停止を経ないで、その登録を解除する。

第4章 運用

(端末IDとパスワード)

第11条 ATMセンターは、GA端末の適正利用を図るため、GA端末毎に端末IDと初期パスワードを指定し、第7条に定める登録通知書とともに通知するものとする。また、必要に応じ、端末IDの指定を変更することができるものとする。

(セキュリティ要件の遵守)

第12条 利用者は、別紙5「空域管理ユーザー端末セキュリティ要件」を遵守しなければならない。

(確認及び調整)

第13条 利用者は、民間訓練空域における訓練計画書を提出する際、送信操作後、受理されたかどうかをGA端末により確認しなければならない。

2 利用者は、前項の訓練計画書の提出を行った後、民間訓練空域における空域の使用計画書の作成に係る調整に対して、迅速かつ適正に対応しなければならない。

(提供中止)

第14条 ATMセンターは、空域管理システム用の設備の保守又は工事上やむを得ない場合、サービスの提供を中止することができる。

2 前項の規定によりサービスの提供を中止しようとする場合、予めその旨をGA端末のログイン画面で利用者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

(利用停止)

第15条 ATMセンターは、次のいずれかに該当する場合、サービスの利用を停止することができる。

(1) 第16条の規定に違反した場合。

(2) 空域管理システムに登録されている端末ID又はパスワードを使用した不正アクセスがあった場合、又は不正アクセスであることが予想される場合。

(3) その他、本要領に違反した場合。

2 ATMセンターは、前項の規定によりサービスの利用を停止する場合、予めその理由、利用を停止する期間を当該利用者に通知する。

ただし、不正アクセスにより緊急の措置を必要とする場合は、直ちに利用を停止し、当該利用者に通知する。

(利用上の注意)

第 16 条 利用者は、サービスの利用にあたって、次の行為を行ってはならない。

- (1) 他の利用者の端末 I D 又はパスワードを不正に使用すること。
- (2) このサービスの適正な運用を妨げること。
- (3) その他、法令に違反すること、又は違反する恐れがあること。

2 本サービスにおいて提供する特殊飛行等に関する情報等の提供において、G A 端末の機能として当該事項に係る調整機能を有する作りとなっているが、A T M センターから別途その運用について指示があるまでの間、当該機能は使用しないものとする。

附則

(適用日)

本要領は、平成 1 7 年 1 1 月 1 日から適用する。

空域管理ユーザー端末の機能要件

空域管理ユーザー端末として整備する装置（PC）について推奨する機能要件は、以下のとおりであり、別途配布される Flash Player がインストールされていること。

- (1) 推奨CPU : x86 系プロセッサ・クロック周波数 1GHz 以上
- (2) 推奨メモリ : 512MB 以上
- (3) 推奨OS : Windows XP 以上
- (4) ブラウザ : Internet Explorer 6.0 以上
- (5) ディスプレイ: 解像度 1024 × 768 以上

空域管理ユーザー申請書

(登録・更新・取消・継続) *該当する項目を○で囲む。

平成 年 月 日

航空交通管理センター長 殿

「インターネットによる民間訓練試験空域の使用調整等の取扱いサービス実施要領」(平成 17 年 11 月 1 日付)に基づき、同要領に掲げられた諸条件に合意することを前提に、下記のとおり、本サービスの利用を申請します。

申請者	会社名 (又はグループ名)		
	ICAO コード (3文字略号)		
	住所		
	担当	氏名	
		所属	
		連絡先	TEL : FAX :
代替部門*		①	
		②	
インターネットサービスプロバイダ名			
利用開始希望日		平成 年 月 日	

*代替部門とは、空域管理ユーザー端末の障害時等において当該端末に代わって民間訓練試験空域に係る調整等が可能な航空会社又はグループ等の部門をいう。

航空交通管理センター使用欄

申請受付日	平成 年 月 日
-------	----------

空域管理ユーザー端末 I D 申請書

平成 年 月 日

NO.	区分	端末 I D			備考
		会社コード	部門コード	席コード	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

区 分 : 新規、追加、取消又は継続

会社コード : ICAO 登録略号又はそれに相当する 3 文字略号

※相当する 3 文字略号が他の ICAO 登録略号と重複する場合は、航空交通管理センターと調整して定める。

部門コード : 部門又は地域等の 3 文字略号

席コード : ユーザーコード

空域管理ユーザー端末セキュリティ要件

1. プログラム

航空局が別途指定する「国土交通省認証局の自己署名証明書」がインストールされていること。

2. 設置場所

空域管理ユーザー端末は、相応なセキュリティレベルが確保された場所に設置し、本サービスに係る関係者以外が操作することのないように管理すること。

3. 外部媒体の使用

空域管理ユーザー端末において、外部媒体（FD、CD 等）を使用する必要がある場合は、当該媒体にコンピューターウィルスの感染がないことを確認した上で使用すること。

4. 端末 ID 及びパスワード

(1) 航空交通管理センターから配布された初期パスワードは、受領後、第三者が容易に類推できない適切な文字列（6 文字以上 32 文字以下の英数字、記号）に変更すること。（ユーザーパスワード）

(2) ユーザーパスワードには、有効期限を設定し、有効期限内に更新すること。

(3) 端末 ID の有効期限は、原則として 1 年とし、航空交通管理センターの指示に従って更新手続きを行うこと。

(4) 航空交通管理センターから配布された端末 ID 及びパスワード（初期／ユーザー）は、本サービスに係る関係者以外に漏洩することのないよう適切に管理すること。

※端末 ID 及び初期パスワードは、端末毎に割り当てられる。